

## 山陰海岸ジオパークガイド認定要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）が、山陰海岸ジオパークへの訪問者のサービス向上とガイドの資質の向上を図るために、その能力がガイドとしての基準を満たす者を「山陰海岸ジオパークガイド」（以下「ジオパークガイド」という。）として認定するに当たり、その基準及び手続きを定めるものである。

#### (定義)

第2条 ジオパークガイドとは、山陰海岸ジオパーク内の特定のジオサイトについて案内ができるほか、ジオパーク制度の理念、概要及び山陰海岸ジオパークのテーマを説明することができ、かつ接遇、危機管理、自然保護に関して一定の知識を有するとともに、次条第1項に定める基準を満たす者をいう。

### 第2章 ジオパークガイド

#### (認定の基準)

第3条 ジオパークガイドは、山陰海岸ジオパークを訪問する者へのサービス向上のためにガイドをする者であって、次の各号に掲げる基準の全てを満たす者とする。

- (1) 第12条に定める山陰海岸ジオパークガイド養成講座（以下「養成講座」という。）の全ての講習を受講していること。
  - (2) 第9条第1項に定める山陰海岸ジオパーク登録ガイド団体（以下「登録ガイド団体」という。）に所属していること。
  - (3) ガイドが、ガイド利用者や第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った時に備える保険（賠償責任保険）に加入していること。
  - (4) ガイド中のガイド利用者のケガ又は死亡に備える保険（傷害保険）の加入に努めること。
- 2 前項第3号、第4号に掲げる保険の補償金額、補償範囲等はガイド内容やサイトの実情等に応じ、個別に保険会社と契約すること。ただし、第9条第1項第3号、第4号により、所属団体が保険加入することで、ガイド個人が加入するのと同じ効果が得られる場合や、旅行会社等からの受託のみ行い、旅行会社側の保険等で補償される場合は、ガイド個人による加入を除くことができる。

(認定の手続き)

第4条 ジオパークガイドの認定に係る事務は、推進協議会が行う。

- 2 ジオパークガイドの認定を希望する者は、様式第1号により登録ガイド団体又は市町を経由して推進協議会に認定申請を行う。
- 3 登録ガイド団体又は市町は、前項の規定により認定申請書の提出があったときは、前条第1項の基準を満たしているか確認し、適当と認められるときは、当該申請書を推進協議会に送付する。
- 4 推進協議会は、前項の規定により認定申請書が送付されたときは、前条第1項の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、ジオパークガイド認定証（以下「認定証」という。）を様式第2号により申請者に交付する。
- 5 推進協議会は、ジオパークガイドを認定したときは、当該ジオパークガイドの所属する登録ガイド団体及び主にガイド活動を展開している市町に通知する。

(有効期間、更新及び失効)

第5条 ジオパークガイドの有効期間は、認定された日（更新された場合は更新認定された日）から3年後の日の属する年度の年度末とする。

- 2 ジオパークガイドの更新要件は、有効期間内に別表1に掲げる実績に対する点数の合計が15点以上あることとする。
- 3 更新を希望する者は、有効期限の1ヵ月前までに登録ガイド団体又は市町を経由して、推進協議会に様式第3号により更新申請を行う。
- 4 登録ガイド団体又は市町は、前項の規定により更新申請書の提出があったときは、第2項の基準を満たしているか確認し、適当と認められるときは、当該申請書を推進協議会に送付する。
- 5 推進協議会は、前項の規定により更新申請があったときは、第2項の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、認定証を様式第2号により申請者に交付する。
- 6 更新を希望しないジオパークガイドは、認定証を推進協議会に返納しなければならない。
- 7 認定証は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、その効力を失う。
  - (1) 第1項の期間内に更新しなかったとき。
  - (2) ガイドすることができないことが明らかなとき。
- 8 推進協議会は、ジオパークガイドの更新を認定し、又は認定証が返納されたときは、当該ジオパークガイドの所属する登録ガイド団体及び主にガイド活

動を展開している市町に通知する。

(認定後の措置)

第6条 ガイド利用者からのガイド内容に係る苦情やガイド中に発生した事故やトラブルについては、ジオパークガイド本人及びその所属団体が責任をもって対応する。

- 2 ジオパークガイド及びその所属団体は、ジオパークガイドの更新にかかる案内実績を様式第4号に記録する。
- 3 ジオパークガイド及びその所属団体は、ガイド能力のスキルアップに努め、ジオパークガイドの更新にかかる別表1に掲げるスキルアップの実績を様式第5号により記録する。
- 4 推進協議会は、ホームページ等においてジオパークガイドが所属する団体の概要を掲載して、ジオパークガイドの活動を支援する。

(辞退)

第7条 第5条の規定にかかわらずジオパークガイド本人が認定辞退を希望したときは、いつでも辞退できる。

- 2 ジオパークガイドは、認定を辞退しようとするときは、認定証を推進協議会に返納しなければならない。
- 3 推進協議会は、ジオパークガイドが認定を辞退し、認定証が返納されたときは、当該ジオパークガイドの所属する登録ガイド団体及び主にガイド活動を展開している市町に通知する。

(認定の取り消し)

第8条 推進協議会長は、ジオパークガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、ジオパークガイドの認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段によりジオパークガイドの認定を受けていたとき。
  - (2) 山陰海岸ジオパーク及びジオパークガイドの信用を著しく失墜させたとき。
  - (3) その他、ジオパークガイドとして不相当と認められるとき
- 2 推進協議会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第6号により本人並びに当該ジオパークガイドの所属する登録ガイド団体及び主にガイド活動を展開している市町に通知する。
  - 3 認定を取り消されたジオパークガイドは、速やかに認定証を推進協議会に返納しなければならない。
  - 4 推進協議会長は、第2項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しな

い。

### 第3章 登録ガイド団体

#### (登録の要件)

第9条 登録ガイド団体は、山陰海岸ジオパークを訪問する者へのサービス向上を図るためにガイドをしようとする者が組織する団体であつて、次の各号に掲げる要件を全て備えた団体とする。

- (1) ガイドが2人以上所属するガイド団体であること。
  - (2) 様式第7号で求める公表のための項目を明示できること。なお、登録ガイド団体の申請時点においては、他の登録ガイド団体の所属でも、申請団体の所属とみなす。
  - (3) ガイドが、ガイド利用者や第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った時に備える保険（賠償責任保険）に加入していること。ただし、登録ガイド団体が、府県市町の機関である場合は、この限りではない。
  - (4) ガイド中のガイド利用者のケガ又は死亡に備える保険（傷害保険）の加入に努めること。
  - (5) 団体の規約が定められていること。ただし、登録ガイド団体が、府県市町の機関である場合は、この限りではない。
- 2 前項第3号、第4号に掲げる保険の補償金額、補償範囲等はガイド内容やサイトの実情等に応じ、個別に保険会社と契約すること。ただし、第3条第1項第3号、第4号により、ガイド個人が保険加入することで、所属団体が加入するのと同じ効果が得られる場合や、旅行会社等からの受託のみ行い、旅行会社側の保険等で補償される場合は、所属団体による加入を除くことができる。

#### (登録の手続き)

第10条 登録ガイド団体として登録を希望するガイド団体は、様式第7号に団体の規約及び前条第1項第3号、第4号の保険加入を証する資料を添付し、推進協議会長に申請を行う。

- 2 推進協議会長は、前項の規定により登録ガイド団体の申請があつたときは、前条第1項に掲げる要件を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを登録し、様式第8号により申請者に通知する。
- 3 推進協議会は、登録ガイド団体を登録したときは、主にガイド活動を展開している市町に通知する。

(登録の取り消し)

第 11 条 推進協議会長は、登録ガイド団体が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録ガイド団体から取り消しの申し出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段でもって登録ガイド団体の登録を受けていたとき。
- (3) その他山陰海岸ジオパーク及び登録ガイド団体の信用を著しく失墜させたとき。

2 推進協議会長は、前項の規定により登録を取り消したときは、様式第 9 号により当該ガイド団体及び主にガイド活動を展開している市町に通知する。

3 推進協議会長は、前項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。

## 第 4 章 養成講座

(認定の基準)

第 12 条 山陰海岸ジオパークを訪問する者へのサービス向上とガイドの資質向上を図るための養成講座は、別表 2 を満たすものに限る。

(認定の手続き)

第 13 条 前条に掲げる養成講座を実施しようとする者は、当該年度第 1 回目の受講者を募集しようとする 2 週間前までに、推進協議会長に様式第 10 号を提出し、推進協議会長の承認を受けなければならない。

2 推進協議会長は、前項の規定により養成講座の認定申請があったときは、前条に掲げる基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、様式第 11 号により申請者に通知する。

(認定後の措置)

第 14 条 養成講座を実施する者は、当該講座の開催の告知において、当該講座が養成講座であることを明示するとともに、具体の開講日時等を推進協議会に連絡する。

2 推進協議会は、ホームページ等において各養成講座の開講日時等の情報を掲載するなど、開催を支援する。

3 養成講座の受講者は、別表 2 の「区分」欄に掲げる講習のうち「1 ジオパーク基礎講習」「3 ガイド共通講習」「4 リスクマネジメント」については、複数の養成講座を相互に受講することができる。ただし、養成講座の実施主体は、その都合により相互受講者の受講を制限できる。

4 養成講座を実施する者は、出席簿等を作成して受講者の受講状況を把握し、

受講者から受講の事実の証明依頼があったときは、受講証明書等を発行しなければならない。

- 5 養成講座の各講習を受講した事実の効力は、受講した日の属する年度の次年度末日までとする。
- 6 推進協議会長は、必要に応じて養成講座を実施する者に対して、当該養成講座の実施状況、テキストの内容等について報告を求めることができる。

(認定の取り消し)

第 15 条 推進協議会長は、認定した養成講座の実施主体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、養成講座の認定を取り消すことができる。

- (1) 養成講座の内容に明らかな誤りがあって、それに対する推進協議会からの是正指導に従わないとき。
  - (2) 受講者の出席等について、適正な管理がなされておらず、それに対する推進協議会からの是正指導に従わないとき。
  - (3) 虚偽その他不正の手段でもって養成講座の認定を受けていたとき。
  - (4) 養成講座を実施する能力が著しく欠けることが明らかなとき。
  - (5) その他山陰海岸ジオパークの信用を著しく失墜させたとき。
- 2 推進協議会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第 12 号により当該養成講座の実施主体に通知する。
  - 3 推進協議会長は、前項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。

## 第 5 章 雑則

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、推進協議会長が別に定める。

## 附則

- 1 この要綱は平成 25 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 平成 25 年 1 月 25 日の時点で別表 3 に掲げる団体に所属するガイドは、別表 2 に掲げる講習のうち「2 ジオサイト専門講習」を受講したものとみなす。また、推進協議会が平成 25 年 2 月 20 日に開催のガイド交流会に出席した者は、同表に掲げる講習のうち「1 ジオパーク基礎講習」及び「3 ガイド共通講習」「4 リスクマネジメント」を受講したものとみなす。
- 3 上記規定に基づき、すでに 1 種ガイドとして認定を受けている者は本要綱の 1 種ガイドとみなす。

- 4 平成25年度に第1期の2種ガイドとして推進協議会と市町が協議のうえ  
決定した者は、第3章の規定にかかわらず、本要綱の2種ガイドとしてみなす。

附則

- 1 この要綱は平成26年5月27日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和6年2月20日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和7年3月11日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和8年6月1日から施行する。